

第3部第1章

【設例】

Aは、自宅わきに長い間放置されていた所有者不明の自転車を修理・保管していた。すると、自転車の持ち主であるBが現れ、Aに対し自転車をを使用した利益の償還を求め、さらには、Aに自転車を勝手に利用されたことによりBが他の自転車を借りたことにより発生した賃料を請求してきた。一方で、Aにしてみれば、誰のものかわからない自転車の修理・保管に要した諸費用をBに請求したいと考えている。このように、AとBとの間で自転車に関する合意がない場合でも、債権・債務が発生することはあるか。 [全体]